福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で厳しい感染状況が続いています。

このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」と言う。）に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	
区　　域	県全域 【重点措置を講ずる区域】	
期　　間	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村
	令和4年1月27日（木）～3月6日（日）	令和4年1月30日（日）～3月6日（日）
適　　用	特措法第31条の6第1，2項、第24条第9項	

令和4年2月18日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内　　容

○営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。
（特措法第31条の6第2項に基づく要請）

ふくしま感染防止対策認定店制度の
認定を受けている飲食店等への時短要請（①または②）
①5時～21時まで（酒類提供は20時まで）　②5時～20時まで（酒類提供は終日自粛）
認定を受けていない飲食店等への時短要請：5時～20時まで（酒類提供は終日自粛）

○感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。
（特措法第24条第9項に基づく要請）

○感染リスクの高い行動は控えてください。（特措法第24条第9項に基づく要請）

・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。（ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません）
・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。
（ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません）
・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

○基本的な感染防止対策を徹底してください。（特措法第24条第9項に基づく要請）

・3つの密を徹底的に避けてください。
・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

飲食店等の皆様へのお願い

内　　容

○営業時間の短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。

（特措法第31条の6第1項に基づく要請）

ふくしま感染防止対策認定店制度の
【認定を受けている飲食店等】次の①か②のいずれかとしてください。
① 営業時間の短縮：5時～21時まで　酒類の提供は20時まで
② 営業時間の短縮：5時～20時まで　酒類提供自粛（終日）
【認定を受けていな飲食店等】営業時間の短縮：5時～20時まで　酒類提供は自粛（終日）

○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

（特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請）

・従業員に対する検査を受けることの勧奨　・入場者の感染防止のための整理及び誘導
・発熱その他の症状のある者の入場の禁止　・手指の消毒設備の設置　・事業所の消毒
・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
・施設の換気を行う　・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
♦業種別ガイドラインを遵守する

○同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けてください。

（ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません）

（特措法第24条第9項に基づく要請）

上記の要請に協力いただいた場合　協力金を支給
【対　象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

本措置に伴う飲食店等の時短営業等により売り上げが減少した場合　一時金を支給
【対　象】中小法人及び個人事業者等（上記協力金の対象事業者以外）

■相談窓口　福島県時短要請コールセンター　電話024－521－8562（受付時間9時～17時）

多数の方が利用する施設の皆様へのお願い（延床面積1,000㎡超、飲食店等以外）

内　　容

（1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください）

○入場者が密集しないよう、入場時や施設内における適切な距離の確保など整理誘導を行うとともに、入場者の人数管理・人数制限を行ってください。

（特措法第31条6第1項に基づく要請）

○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

（特措法第31条6第1項に基づく要請）

・従業員に対する検査を受けることの勧奨
・入場者の感染防止のための整理及び誘導
・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避ける。
・手指の消毒設備の設置
・施設内の消毒
・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
・施設の換気
・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
♦業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

多数の方が利用する施設（飲食店等以外）

施設の種類	対象施設の種類
特措法施行令第11条第4号から第13号に規定する施設	劇場、観覧場、映画館または演芸場
	集会場または公会堂
	展示場
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医薬機器その他衛生用品、再生医療等製品またはその他生活に欠くことができない物品を扱う売り場を除く）
	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場
	博物館、美術館または図書館
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守し、 感染防止対策を徹底してください。

（特措法第24条第9項に基づく要請）

・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、県に事前に相談してください。

■ 電話０２４－５２１－８６４４(受付時間9時～17時)
■ 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部　イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

（特措法第24条第9項に基づく要請）

	感染防止安全計画を策定し、 県の確認を受けた場合	左記以外の場合
県全域	・人数上限20,000人かつ収容率100% （大声なしが担保されることが前提です）	・人数上限5,000人かつ収容率上限50%（大声あり）・100%（大声なし） ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません。
※大声ありのイベント　観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務やテレワーク、オンライン会議等を活用するとともに、出勤する場合でも時差出勤等を推進するなどにより、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

○事業継続計画（BCP）の再確認や策定をお願いします。

（特措法第24条第9項に基づく要請）

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

（感染リスクの高い活動の例）
〇感染防止対策が徹底できないサークル活動
〇大人数での懇親会　など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい（児）者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

（特措法第24条第9項に基づく要請）